

後期高齢者医療制度のお知らせ

■ 保険料均等割の軽減割合が見直しされました

【令和2年度】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円(かつ、被保険者全員が所得0円) ※年金収入のみの場合、受給額80万円以下	7割軽減
33万円	7.75割軽減
33万円+(28万5千円×世帯の被保険者数)	5割軽減
33万円+(52万円×世帯の被保険者数)	2割軽減



【令和3年度】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)	7割軽減
43万円+(28万5千円×世帯の被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)	5割軽減
43万円+(52万円×世帯の被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)	2割軽減

※ 給与所得者等とは、以下のいずれかに該当する方となります。

- ・ 給与等の収入金額が55万円を超える方
- ・ 公的年金の収入金額が60万円(65歳未満)、125万円(65歳以上)を超える方

■ 保険料の計算方法 (令和3年度)

● 保険料額は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。

均等割 【1人当たりの額】 52,048円	+	所得割 【被保険者本人の所得に応じた額】 (令和2年中の所得-最大43万円)×10.98%	=	1年間の保険料 【限度額64万円】 (100円未満切り捨て)
------------------------------------	---	--	---	---

※ 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

※ 所得とは、前年の「収入」から必要経費(公的年金等控除や給与所得控除額など)を引いたものです。

※ 前年の所得金額により、43万円の控除額が異なる場合があります。

■ 保険料のお支払い

● 保険料のお支払いは、「年金からのお支払い」と「口座振替」を選ぶことができます。ただし、次のいずれかに当てはまる方は、「年金からのお支払い」ができないため、「納入通知書」や「口座振替」により納めていただきます。

◆ 介護保険料が年金から引かれていない方(年金額が年額18万円未満の方)

◆ 介護保険と後期高齢者医療の保険料の合計額が、介護保険料が引かれている年金の受給額の半分を超える方

※ 「口座振替」をご希望の場合は、金融機関での手続きが必要です。

■ お問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合

【住所】〒060-0062

札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館 6階

【電話】011-290-5601

和寒町役場 住民課保険医療係

【電話】32-2422